

## 日吉津村自治基本条例策定委員会（第16回）議事録

日時：7月11日（金）午後7時30分～9時30分

場所：役場第1・2会議室

出席者 河中委員、三島委員、長谷川委員、井上委員、高森委員、土井委員、  
破戸委員、田邊委員、中川アドバイザー

欠席者 田中委員長、山路副委員長、山崎副委員長、松岡委員、成瀬委員、  
建部委員、松本委員、西委員、奥田委員、池田委員、住田委員、  
川原委員

**事務局** 前田課長、高田課長補佐、福井主査、鬼束主事

**職員プロジェクト** 小原主査、松田係長、里主事

### ○委員長あいさつ

（事務局）

- ・委員長、副委員長欠席のため、あいさつを省略。

### ○資料確認

（事務局）

- ・本日の資料の確認。
- ・皆さんの考えた前文の案を資料に載せている。後ほど読んでもらって次回くらいに決定したい。この条例の骨子を村報8月号に掲載し、8月15日頃まで村民の意見をもらいたい。

### ○骨子説明

（事務局）

- ・骨子案について、説明を行なった。

### ○アドバイザーによる論点整理

- ・素晴らしいものが出来ていると思う。少し意見を述べさせてもらう。

#### **前文**

- ・どのような表現でもかまわないが、「歴史」・「村の誇り」・「条例の意義」という3つの視点は必要。

#### **第1章総則**

- ・目的…「まちづくり」という表現は、コミュニティ単位、学校単位など多くの意味を含む。「むらづくり」という場合、何を意味するのかをはっきりさせる。
- ・「・・・村民主体の自立したむらづくりを実現することを目的とする」と言

うか、「・・・村民主体のむらづくりを推進し、自立した日吉津村を実現することを目的とする」と言うか明確にしたほうが良いのでは。

- ・定義・・・住民投票で投票要件がある。住民投票において定める「住民」と広い定義での「村民」との違いをはっきりとさせる必要がある。

## 第2章自治の基本原則

- ・全般的に「等」と「など」を統一したほうが良い。
- ・情報の共有・・・定義もあったほうが良いかも。「村民、議会、村がすべての情報を共有すること」とあるが、「・・・互いに情報を・・・」にした方が。
- ・参画と協働・・・定義が必要と思う。行政のコーディネートという表現は難しい。
- ・環境保全・・・「持続的発展」の方が良い。
- ・安心・安全・・・文中にもこの表現を使う。「・・・年代を超えて、安全・安心で利便性・・・」

## 第3章村民等

- ・村民の権利・・・むらづくりに参画する権利については、団体自治に統制権を発揮して参画する権利、コミュニティに関わる権利などすべて含まれていると思うが、少しぼやけてしまっている。表現を少し砕かないとぼやけてきて分かりにくい。
- ・統制権が載れば、むらづくりに参画する権利は、住民自治に・・・と言うことか。
- ・むらづくりを村づくりに統一したほうが良いと思う。
- ・地方自治法上の統制権を再掲することは悪いことではない。条例は、自治法以外で日吉津村独自の制度が入っているということ。政治・行政・村民の見取図が入っていることが必要。
- ・住民自治・・・行く末や権利と義務など、どのように書き込むか決断が要る。1条でも起こすべきか。コミュニティに関しては、現在各種団体の後継者ができにくいという問題がある。団体を支援するようなものを入れる。

## 第4章議会

- ・議会の役割と責務・・・議会に関しては、自治法上の責任より強いものが載っている。本来の役割も最低限載せ、もう少しわしく書かなければならない。
- ・議員の責務・・・議会との十分な協議が必要。有権者として意見を聞くほうが効果的。最低2か条入る。議員倫理規定などを作成しても良いかも。

## 第5章村長等

- ・村長の役割と責務・・・行政能力の前に「村の」を付ける。団体としての「村」には、議会も含むので、村長、議会、職員と分けるのではなく、「行政は」という表現にする。

## 第6章行政運営

- ・法令遵守と倫理規範の確立・・・キーワードは「コンプライアンス」。
- ・行政評価・・・評価に当たっては、村民参加を図るということは、この条例が作った新しい仕組み。
- ・監査・・・有効性や効率性については、レベルアップということになる。
- ・危機管理・・・新しいもの。

## 第7章情報の共有

- ・情報の共有を定義するか。基本原則にもあるが。検討必要。

## 第8章参加のしくみと説明責任

- ・パブリックコメント・・・6章と同様にこの条例が作った新しい仕組み。
- ・住民投票・・・本当に50分の1で良いか。簡単に請求できてしまう。選挙の投票率を掛け合わせて考えるべき。義務付けする場合は、慎重にしなければならない。
- ・推進委員会・・・これも新しいもの。監視という部分で良いと思う。
- ・公募原則を定めたものが必要になるかもしれない。
- ・多くの人に関わって作る条例だからこそ重みがある。

## ○協議

### (委員)

- ・村内でこの条例について聞かれたらどう応えるべきか。その部分で難しいと思うが。

### (アドバイザー)

- ・一つは、地方自治法よりはやさしくなった。二つ目は、法律や憲法では定めてない、議会、行政に対する義務付けをしている。と応えてあげれば。
- ・世界中の地方自治システムで制度整備されているものは「イニシアチブ」、「リコール」、「レファレンダム（住民投票）」。

### (委員)

- ・住民自治の中に地域の公民館などについて、細かく載せることはどうか。

### (事務局)

- ・条例というものは、住民の役割など載せているが、住民を縛るということではない。ただ、条例の範囲内で住民も一定の役割はあるということ。

### (アドバイザー)

- ・権利があれば義務があるので、これくらいで良いのではないか。
- ・もし追加するとすれば、住民自治協議会づくりに参画する権利と責務を有するとするか。
- ・自治会は、任意加入。日吉津村は100%に近い加入率で、現在は、自治会が頑張っておられるので、自治会が住民と信頼関係が築けている。今後それが崩れてくるようであれば、住民自治協議会が必要となってくること

もあるだろう。今後検討していけば良い。

(事務局)

- ・住民自治協議会については、今後の検討ということで、今回は条例には載せない。

(委員)

- ・推進委員会は、別の章立てが良いのではないか。

(事務局)

- ・プロジェクトでも同様な意見が出ていたので、別の章立てでも良い。

(委員)

- ・推進委員会ではなく、自治基本条例推進委員会として別の章立てとした方が良いと思う。

○その他

- ・みなさんも読んでいただき、意見を出していただく。プロジェクトでも本日の意見を踏まえて、骨子案を固めていく予定。
- ・次回は、前文も確定していく。
- ・次回を7月23日の週で行わないといけない。  
委員長に確認しないといけないが、7月22日か23日のどちらかで予定。

○閉会